

医療DX推進体制整備加算の見直しについて

1月29日、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）において、医療DX推進体制整備加算の要件等の見直しについて承認されました。4月1日より加算の点数及び要件等が見直される予定です。

本号では、見直される内容及び当日示された資料から一部紹介します。

Topic解説

見直しの背景

当該加算は昨年の10月に見直されており、再度今年の4月に見直されることが決定していました。今回はその見直しのための議論となります。

参考：令和6年7月17日 答申書附帯意見

- 医療DX推進体制整備加算に係る令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件の設定に当たっては、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、本年末を目標に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に向けた取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定すること。
- 医療DX推進体制整備加算について、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備状況や運用の実態等を十分に確認した上で、評価のあり方及び必要な対応について検討すること。

見直しの概要

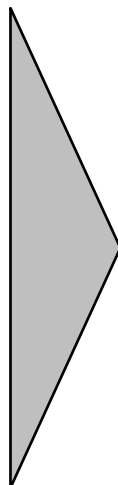
- 電子処方箋の導入等に関する経過措置を終了し、導入した薬局を基本とした評価に変更
- 令和7年4月から9月までにおけるマイナ保険証利用率の実績要件を新たに設定

具体的な内容

点数について、加算1は3点、加算2および3はそれぞれ2点ずつ引き上げられます。
マイナ保険証利用率について、必要な割合が引き上げられます。

～2025/3/31	
調剤基本料	
医療DX推進体制整備加算	
医療DX推進体制整備加算 1	7 点
医療DX推進体制整備加算 2	6 点
医療DX推進体制整備加算 3	4 点

マイナ保険証利用率（現行）	
利用率実績	R6.10～
適用時期	R7.1.1～R7.3.31
加算 1	30%
加算 2	20%
加算 3	10%



2025/4/1～2025/9/30（予定）	
調剤基本料	
医療DX推進体制整備加算	
医療DX推進体制整備加算 1	10点
医療DX推進体制整備加算 2	8 点
医療DX推進体制整備加算 3	6 点

マイナ保険証利用率（改定案）	
利用率実績	R7.1～
適用時期	R7.4.1～R7.9.30
加算 1	45%
加算 2	30%
加算 3	15%

要件について

マイナ保険証利用率

現行と変わらず、直近3カ月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率の他に、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできます。

電子処方箋

電子処方箋の導入に加え、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録することが求められます。

また、3月31日までに電子処方箋を導入していない薬局においては4月以降加算を算定することはできません。

届出に関する事項

届出に関し、届出直しや辞退届の有無については疑義解釈通知等により公表される予定です。以下、1月29日の中医協で示された資料を一部紹介します。

- 令和7年3月31日までに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関・薬局であって、同年4月1日以降に医療DX推進体制整備加算を算定する場合には、新たな様式で施設基準の届出が必要であること。
- 令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出た保険医療機関・薬局において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、届出直し・辞退届出は不要であるが、加算を算定できないこと。（疑義解釈通知で規定予定）
- 令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出た保険薬局において、電子処方箋未導入の保険薬局は辞退届出が必要なこと。（疑義解釈通知で規定予定）

答申書附帯意見

今回の見直しに際し、再度答申書附帯意見が出されました。

マイナ保険証利用率の割合については2025年10月に再度見直される模様です。

- 1 医療DX推進体制整備加算に係る令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件の設定に当たっては、マイナ保険証利用率の更なる向上に向け、本年7月頃を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に関する取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定すること。
- 2 電子処方箋については、令和7年度夏を目途に見直しを行うこととされている電子処方箋に関する新たな目標の達成等に資するよう、その評価の在り方及び実効的な措置について、次期診療報酬改定に向けて検討すること。

参考：厚生労働省_中医協総会（2025/1/29）総-8-2、総-9-2 をもとに作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49588.html

